

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）定款第25条の規定に基づき、常勤役員に対する報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 常勤役員に、報酬、通勤手当、旅費、期末手当及び退職手当を支給する。

(費用弁償)

第3条 常勤役員が、その職務のため出張したときは、「社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会旅費規程」に準じて、旅費を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、「社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会職員給与規程」（以下「給与規程」）の規定に準ずる額
- (3) 期末手当については、6月にあつては期末手当基礎額（報酬月額に100分の45の額を加算した額）の100分の130、12月にあつては期末手当基礎額の100分の130に相当する額
ただし、在職期間が6か月未満の場合にあつては、本項の規定する額に別表2に定める割合を乗じて得た額
- (4) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額に社団法人埼玉県社会福祉共助会施行細則の規定により算出した額をあわせた額
なお、報酬月額及び在職月数報酬月額は、退職時の報酬月額とし、在職月数は、1月未満の日数がある場合はこれを1月として算出する

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、「給与規程」の規定に準ずる。

- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の常勤役員の報酬等に関する規則（平成23年6月1日）及び社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の常勤役員の報酬等に関する規則第6条第2項の規定に基づく退職手当に関する定め（平成元年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年12月1日に常勤役員であった者に対して令和3年6月に支給する期末手当の額は、第4条(3)の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、令和2年12月1日において第4条(3)に定める当該役員の期末手当基礎額の100分の5を乗じて得た額（ただし、在職期間が6か月未満の場合は上記の額に別表2に定める割合を乗じて得た額）を減じた額とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度に期末手当の支給を受けた常勤役員に対して令和4年6月に支給する期末手当の額は、次の額を減じた額とする。

令和3年度に支給された期末手当の合計額と、令和3年6月及び12月の期末手当相当額として、改正前の第4条(3)の「100分の137.5」を、「100分の130」と読み替えて算出した額の合計額との差額相当額

別表1 常勤役員の報酬

常勤副会長	月額 520,000 円
-------	--------------

別表2 第4条(3)に定める割合

在職期間	割合
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

別表3 常勤役員の退職手当の算定式

常勤副会長	報酬月額×在職月数×25/100×1/2
-------	----------------------